

歴史民俗資料館の臨時休館について

立川市歴史民俗資料館の本館展示室及び収蔵庫において、くん蒸消毒を行うため、立川市歴史民俗資料館条例第3条の規定に基づき、次のとおり臨時休館としたい。

記

1. 休館期間

9/25	26	27	28	29	30	10/1
火	水	木	金	土	日	月
振替休館	臨時休館	臨時休館	臨時休館	臨時休館	臨時休館	通常休館

2. 消毒業務の内容

文化財資料の保存に影響を来す、虫卵等を駆除し、展示、収蔵施設内の環境を整える。

- ・館内の各室及び区画毎に空間を仕切り目貼り養生後、消毒剤を充填する
- ・消毒効果の確認後、一般の開館利用に復する作業を行う

資料館本館 1階 常設展示室、特別展示室（殺虫ガスの噴霧）

2階 収蔵庫、特熱収蔵庫（殺虫、殺卵ガスの噴霧）

新館 2階 収蔵庫（殺虫ガスの噴霧）

施設内井上家土蔵 土蔵内全体（殺虫ガスの噴霧）

上記以外の室内及び区画については、乳剤（殺虫剤）を散布

なお、歴史民俗資料館でのくん蒸消毒は、毎年秋に実施しているが、収蔵庫内の環境によっては、強力な薬剤を使うことがある。環境調査により本館収蔵庫等において強力な薬剤を使用する際は、来館者等の安全を考慮し、臨時休館を設けている。今回と同様の臨時休館を設けたくん蒸消毒は、平成24年（6年前）以来になる。

3. 休業する業務

館内及び敷地内施設での展示公開、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務。

4. 通常どおり行う業務

埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談等は、新館会議室で通常どおり行う。

5. その他

川越道緑地古民家園については、通常どおり開園。

6. 周知

- （1）「広報たちかわ」8月25日号に掲載
- （2）館内及び資料館ホームページへの掲示